

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会小口貸付資金貸付の償還金支払免除 規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会小口貸付資金貸付規程第15条の規定による小口貸付資金貸付の償還金の支払免除に関する事項について定めるものとする。

(支払免除の適格要件)

第2条 償還金の支払免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 借受人が死亡した場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき

(2) 借受人が償還期限到来後2年以上所在不明になっている場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき

(3) 償還期限到来後2年経過してもなお借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが著しく困難であると認められるとき

(4) 当該償還未済額について時効が完成しているとき

2 前項(1)～(3)号に該当する場合であっても、当該借受人世帯が独自自活に真しな努力をしていると認められないときは、このかぎりではない。

3 第1項各号に該当しないが、将来にわたって償還困難と認められるものについては、償還金の支払免除について決定を行うことができる。

(支払免除申請の手続等)

第3条 支払免除申請の手続等は次のとおりとする。

(1) 借受人、連帯保証人及び相続人は、償還金の支払免除を申請することができるものとし、償還金の支払い免除を申請しようとするときは、小口貸付資金貸付償還金支払免除申請書(以下「支払免除申請書」という。様式第1号)を本会会長に提出するものとする。

(2) 本会会長は、支払免除申請書を受け付けたときは、記載内容を審査し、必要な調査を行わなければならない。

(3) 本会会長は、支払免除を認める旨の決定をしたときは、小口貸付資金貸付償還金支払免除承認通知書(様式第2号)を当該借受人、連帯保証人又は相続人に交付しなければならない。

(4) 本会会長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、小口貸付資金貸付償還金支払免除不承認通知書(様式第3号)を当該借受人、連帯保証人又は相続人に交付しなければならない。

(5) 借受人、連帯保証人又は相続人が全て死亡や行方不明となり申請不能になった場合、本会会長の職権をもって償還未済額の支払免除について決定を行うことができる。

(6) 当該償還未済額について時効が完成しているときは、本会会長の職権をもって償還未済額の支払免除について決定を行うことができる。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会小口貸付資金の償還金支払免除規程（平成16年3月29日規程第2号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。